

令和7(2025)年度 東京大学大学院新領域創成科学研究科
大学院研究生出願要項
(2025年4月入学者用)

大学院研究生制度とは、本研究科において特定の研究テーマについて指導教員のもとで研究しようとする者のための制度である。この制度で学位・資格等は得られない。

1. 出願資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 本研究科において修士あるいは博士の学位を得た者、又は2025年3月31日までに修了見込みの者
- (2) 前項と同等以上の学力があると認められる者

2. 出願期間

出願期間：2025年1月6日（月）～1月20日（月）まで

3. 出願方法・提出書類等手続

(1) 出願方法

出願期間内に、下記(2)～(4)の書類を下記受取フォルダにアップロードすること。

⑤⑥⑦はアップロードとあわせて原本を出願期間内必着で教務チームに郵送すること。(郵送先は、「10. 問合せ先」を参照。)

【受取フォルダのURL】

<https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.k-kyomu.k/EocL6FpSpxhOgw817LmAjJQBWJRA51EYudxgObF3sdK3TQ>

(2) 提出書類

- ①大学院研究生入学願書、履歴事項（本研究科所定様式）
- ②写真ファイル（上半身脱帽、正面向き、無背景、カラー、jpeg形式、サイズ：縦308ピクセル×横236ピクセル、最大1MBまで、出願前3ヶ月以内に単身で撮影した鮮明なもの。）
- ③研究課題と構想の概要（本研究科所定様式）
- ④入学後、指導を希望する教員の意見書（本研究科所定様式）。教員から直接教務チームに提出する。
- ⑤出身大学院の修了証明書（2025年3月修了見込の者は修了見込証明書）
日本語又は英語以外で記載されている場合は、和訳又は英訳を添付すること。
- ⑥出身大学、及び出身大学院の成績証明書（学部の成績証明書は教養課程を含む）
日本語又は英語以外で記載されている場合は、和訳又は英訳を添付すること。
- ⑦検定料払込証明書(C票)

- (3) 大学卒業者（修士、又は博士の学位を得ていない者）で、官公庁・企業・団体等で2年以上の実務経験を有し、業績等について在職時の所属長から推薦された者は、上記(2)の他、⑧の書類を提出すること。

⑧所属長の推薦書

- (4) 官公庁・企業・団体等に在職のまま大学院研究生に入学を希望する者は、上記(2)の他、⑨～⑪の書類を提出すること。

⑨個人的研究である旨の本人の確約書

⑩官公庁・企業・団体等の事業目的の追求のために派遣するものではない旨の所属長の証明書

⑪在職のまま入学することについて差し支えない旨の所属長の証明書

※⑧～⑪の書類は任意の様式で差し支えないが、用紙はA4が望ましい。

4. 検定料

検定料：9,800円

支払方法：所定の検定料振込依頼書に必要事項を記入の上、最寄りの金融機関（郵便局は不可）から振り込むこと（ATM、インターネット等は利用しないこと）。

振り込み手続き後、振込金受取書(B票)及び検定料払込金受付証明書(C票)を受け取り、検定料払込証明書(C票)を提出すること。(振込金受取書(B票)は出願者が保管すること。)

5. 選考方法

当該専攻会議において審査の上、本研究科教育会議の議を経て、決定する。

6. 入学時期

2025年4月1日

7. 在学期間

1年間

ただし、研究を継続したい場合、在学期間の延長を研究科長に願い出ることができる。その場合、研究事項は同じものに限り、在学期間は通算3年を限度とする(9.(2)参照)。

8. 入学許可及び入学手続き

選考の結果は、2025年2月下旬に、本人宛通知する。

入学を許可された者は、指定期日までに入学料、及び授業料を納付の上、新領域創成科学研究科教務チームで所定の手続きを行うこと。

<2025年度大学院研究生授業料等(予定)>

①入学料 84,600円

②授業料 年額：346,800円(6ヶ月分173,400円)

※上記納付金額は予定額であり、入学時または在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。授業料納付の詳細については合格後に指示する。

9. 注意事項

- (1) 提出された書類および検定料は、いかなる事情があっても返還しない。
- (2) 研究事項を変更することはできない。変更する場合は、改めて出願の手続きをすること。
- (3) 現在、本学の学生として在籍している者が大学院研究生に出願、入学する場合でも、検定料、入学料は納付すること。
- (4) 大学院研究生として入学後、他の常勤業務に従事しようとする場合は、3.(4)の書類を提出し、許可を得なければならない。
- (5) 大学院研究生として適当でないと認められた者に対しては、退学を命ずることがある。
- (6) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から、学生の受入れ前及び在学中に、厳格な安全保障輸出管理を行っている。特に外国人留学生及び一部の日本人学生については、受入れ前の審査を必須としている。従って、外為法上規制されている事項に該当する場合は、たとえ選考により受入予定者となっても入学が許可できない場合や、入学後の希望する研究活動に制限がかかる場合があるので注意すること。
- (7) 本研究科は、出願に当たって知り得た出願者の氏名、住所その他の個人情報については、①出願処理、選考実施、②選考結果発表、③入学手続業務のために利用する。
また、入学した者については、同個人情報を①教務関係(学籍管理等)、②学生支援関係(健康管理、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務のために利用する。

なお、入学後に学外の研究機関で研究を行う者については、出願にあたって知り得た個人情報を当該研究機関での安全保障輸出審査のために利用する場合がある。

10. 問合せ先

〒277-8561 千葉県柏市柏の葉 5-1-5

東京大学柏キャンパス 基盤棟 1 階 新領域創成科学研究科教務チーム

電話：04-7136-4009（月～金 10 時～16 時 【12 時～13 時、土日祝日除く】）

E-MAIL：gsfs-exam[at]edu.k.u-tokyo.ac.jp